

船橋居住支援法人協議会（FHK） 会 則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この会は、船橋居住支援法人協議会（以下、協議会という）と称する。

2 この協議会の愛称をFHK（エフエイチケー）と称する。

（主たる事務所）

第2条 当協議会は、主たる事務所を船橋市に置く。

（目的）

第3条 当協議会は、おもに船橋市において適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行い、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 当協議会は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- （1）居住支援法人の啓発及び育成を目的とする活動
- （2）居住支援法人間の情報交換、交流及び相互啓発等の促進
- （3）居住支援に関する研究及び調査
- （4）居住支援に関する研修
- （5）その他上記に付帯する事業

第2章 会 員

（入会）

第5条 当協議会の目的に賛同し、入会した居住支援を行う法人又は団体又は個人を会員とする。

2 法人又は団体又は個人が会員となるには、役員会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第6条 会員は、当協議会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 会員からの求めがあった場合、その財政状況を勘案し、役員会の決議により入会金及び

会費を減免することができる。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。
- (6) 反社会勢力との関連が判明したとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。

ただし、1か月以上前に当協議会に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当協議会の会員が、当協議会の名誉を毀損し、若しくは当協議会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、会員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当協議会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

第11条 当協議会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会は、対面での会合の他、電磁的方法やオンラインでの会合などがある。

(会員総会の権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任

- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費及び入会金の有無又は額
- (8) その他、会員総会で決議するものとして、会則で定められた事項

(開催地)

第13条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

2 但し電磁的方法やオンラインの場合はこの限りではない。

(招集)

第14条 会員総会の招集は、役員会がこれを決し、会長が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 会則の変更
- (3) 解散
- (4) その他の事項

(議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該会員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った役員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

2 議事録は、会員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第19条 当協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務局 複数名

(選任等)

第20条 会長は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長は、副会長および事務局長を選任する。

(任期)

第21条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(会長及び副会長の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、当法協議会の業務を統括する。

2 副会長は、会長の職務を補完し、会長に事故ある際は会長の職務を代行する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当協議会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、会員総会の決議をもって定める。

第5章 役員会

(構成)

第24条 この協議会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長をその構成員とする。

3 ただし、必要がある場合は、それ以外の者が役員会に参加することを妨げるものではな

い。

(権限)

第 25 条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の招集及び運営
- (2) 入会の承認(第 5 条第 2 項)
- (3) 入会金・会費の減免措置の決定(第 6 条第 3 項)
- (4) 役員職務の執行の監督

(招集)

第 26 条 役員会は、会長が招集する。

2 会長に事故又は支障があるときは、各役員が役員会を招集する。

3 会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長又は各役員に対し、役員会の目的である事項及び招集の理由を示して、役員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 27 条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 28 条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 解 散

(解散の事由)

第 29 条 当協議会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 会員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。
- (3) 協議会の合併。
- (4) 会員が欠けたとき。

(残余財産の処分)

第 30 条 当協議会が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 計 算

（事業年度）

第31条 当協議会の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

2 初年度は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第32条 当協議会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、役員会の承認を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、役員会は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第33条 当協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時会員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の非分配）

第34条 この協議会は剰余金の分配は行わない。

第8章 附 則

（設立時の役員）

第35条 当協議会の設立時の役員は、次のとおりである。

会長 株式会社あんど 友野 剛行

副会長 一般社団法人 honeybee 西島 希美

事務局 一般社団法人見守り法務ネットワーク 中谷 綾乃 松田 宏之

(施行)

第 36 条 この会則は、令和 3 年 3 月 1 日に施行する。